

第11回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成27年6月25日(木)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場2-2会議室

3、出席委員 (8人)

会 長 9番 比嘉 由具

委 員 1番 太田 守隆
2番 渡久地 真吾
3番 高良 久

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆
8番 知念 一義

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第5条による許可申請について

議案第44号 非農地証明願いについて

議案第45号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

議長	ただ今から第11回本部町農業委員会の総会を開催いたします。 委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
事務局	全員、出席しております。
議長	事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、 会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	異議がございませんので議事録署名員は7番委員と8番委員をお願いします。 書記は事務局職員にお願い致します。 会議についてお話し致します。 本日の総会は本日一日限りと思いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、本日一日限りといたします。
議長	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について、 事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について 上記のことについて、別紙のとおり両名の合意に基づき賃貸借契約を解除することとした ので農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農業委員会へ報告します。 1ページ目をお開きください。今回の合意解約は1件となっております。 番号1番 大堂344 登記簿現況共に、畑 面積365㎡ 大堂348 登記簿現況共に、畑 面積868㎡ 賃貸人:本部町在住Y氏 賃借人:本部町在住G氏 解約成立日:平成27年6月14日 土地引渡時期:平成27年6月14日 解約理由:規模縮小 添付資料説明 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりました。質疑に入ります。 何か質問はありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がございませんので次に進みます。 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の規定による 許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会の可否の意見決定を求めます。 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。 番号1番 大堂91 登記簿現況共に、畑 面積185㎡ 大堂110 登記簿現況共に、畑 面積104㎡ 大堂534-1 登記簿地目、田 現況地目、畑 面積241㎡ 大堂686-1 登記簿現況共に、畑 面積933㎡

大堂687-1 登記簿地目、山林 現況地目、畑 面積695㎡
大堂688-1 登記簿地目、原野 現況地目、畑 面積412㎡
大堂689 登記簿地目、原野 現況地目、畑 面積302㎡

譲渡人:本部町在住I氏
譲受人:本部町在住I氏
贈与による所有権移転。
添付資料説明

番号2番 浦崎228 登記現況共に、畑 面積404㎡
譲渡人:那覇市在住Y氏
譲受人:本部町在住K氏
規模拡大、売買による所有権移転。
添付資料説明

番号3番 伊豆味862 登記簿現況共に、畑 面積1,016㎡
譲渡人:名護市在住T氏
譲受人:浦添市在住N氏
売買による所有権移転。
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。
何か質問はありませんか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第41号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第41号は可決いたします。

次に進みます。

議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第4条の規定による許可及び同法施行規則第7条第1項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。
番号1番 大堂545 登記簿現況共に、畑 面積1,766㎡
申請人:本部町在住I氏
転用目的:牛舎
転用理由:規模拡大のため牛舎を建築したい。
農地区分:農用地区域内にある農地
農用地利用計画において、農業施設用地に変更見込みの土地。
添付資料説明

番号2番 浦崎1162 登記簿現況共に、畑 面積1,051㎡
申請人:本部町
転用目的:牛舎(闘牛)
転用理由:伝統文化である闘牛の振興及び継承のため、闘牛用の牛舎を建築したい。
農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。

	補足説明ありますか。
2番委員	番号1番 大堂545 事前着工なく問題ないと思います。 番号2番 浦崎1162 こちらも特に問題ないと思います。
議長	補足説明が終わりました。 他に何かありますか。 (異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、議案第42号は提案通り認めてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、議案第42号は可決いたします。 次に進みます。 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。 番号1番 瀬底35 登記簿現況ともに、畑 面積375.82㎡ 譲渡人:本部町在住U氏 譲受人:神奈川県にあるM企業 転用目的:保養所 転用理由:職員の休養と福利厚生を目的に保養所として建築したい。 農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地 添付資料説明 番号2番 山里229-1 登記簿現況ともに、畑 面積445㎡ 譲渡人:本部町在住M氏 譲受人:浦添市在住N氏 転用目的:進入路・駐車場 転用理由:奥の土地に数基建立されている墓への新入道路及び駐車場として使用する。 農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地 添付資料説明
議長	説明が終わりました。質疑に入ります。 補足説明はありますか。
3番委員	議案第43号農地法第5条の補足説明をします。 番号1番 瀬底35 特に問題ないと思うが、施設は地域の承諾は必要ないのか。
事務局	農地法の基準では特に取ってないです。
3番委員	保養所とかペンションとかはできれば地域の区長に承諾を得る形にして欲しい。 番号2番 山里 現況はお墓の進入道として使っている状況。 このお墓は道が一つしかない。 以上で補足説明を終わります。
議長	補足説明が終わりました。質疑に入ります。 今の話の中で保養所等は地域の同意も必要じゃないかとありますが皆さんはどう思いますか。 (異議なしの声あり)

1番に対しては地域と協議をして貰い、一筆書いて貰うということによろしいですか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第43号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第43号は可決いたします。

次に進みます。

議案第44号 非農地証明願いについて議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第44号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は6件です。

番号1番 願出人:那覇市在住G氏
申請農地:谷茶74 登記簿地目、畑 現況地目、原野 面積281㎡
谷茶76-1 登記簿地目、畑 現況地目、原野 面積206㎡
申請要旨:該当土地は長い間放置され雑草・雑木が繁茂している。
所有者:那覇市在住G氏
添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住S氏
申請農地:健堅1410 登記簿地目、畑 現況地目、山林原野 面積419㎡
健堅1413 登記簿地目、畑 現況地目、山林原野 面積766㎡
健堅1415 登記簿地目、畑 現況地目、山林原野 面積194㎡
申請要旨:該当土地は数十年間放置していたため、雑木・雑草が生い茂り、
畑として使用することが困難である。
所有者:宜野湾市在住A氏
添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住N氏
申請農地:大嘉陽509 登記簿地目、畑 現況地目、原野 面積66㎡
大嘉陽510 登記簿地目、畑 現況地目、畑 面積341㎡
申請要旨:昭和50年頃から長い間放置してため大木、雑木、雑草等が生い茂り、
畑として使用することは困難である。
所有者:本部町在住N氏
添付資料説明

番号4番 願出人:那覇市在住のK氏
申請農地:伊豆味1102-1 登記簿現況共に、畑 面積371㎡
申請要旨:当該地は、長い間放置され雑草、大木が繁茂している。
所有者:名護市在住Y氏
添付資料説明

番号5番 願出人:本部町在住O氏
申請農地:瀬底3371 登記簿地目、畑 現況地目、山林原野 面積354㎡
申請要旨:昭和61年(相続時)以前より県外に居住しており雑草、雑木が生い茂り
畑として使用することが困難。
所有者:本部町在住O氏
添付資料説明

番号6番 願出人:本部町在住S氏
申請農地:浜元759 登記簿地目、畑 現況地目、山林原野 面積1,009㎡
申請要旨:当該地は長い間放置され雑木雑草が覆い茂り原野状態で
耕作できる状態ではない。

	所有者:本部町在住I氏 添付資料説明
	以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 補足説明がありましたら、お願いします。
3番委員	議案第44号 非農地証明願いについて 補足説明いたします。
	番号1番 この土地は傾斜地で、土地もコーラルみたいな土地で 畑には向かないと思う。 番号2番 木が繁茂していて畑できる状態ではない。 番号3番 長い間放置されており木も大きくなって、畑には向かない。 番号4番 傾斜なので畑できる状態ではない。 番号5番 周囲に畑はなく墓地が広がっている。 また、土地には木が生えており畑には好ましくない。 番号6番 道から2、3m下がっていて畑としてできる状態ではない。
	以上で説明終わります。
議長	補足説明が終わりました。質疑に入ります。 何か質問はありますか。
	質問なければ進めてよろしいですか。 (異議なしの声あり)
	議案第44号は提案通り認めてよろしいですか。 (異議なしの声あり)
	異議なしとのことです。議案第44号は可決いたします。
	次に進みます。
	議案第45号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借) 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第45号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借) 上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、 別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。
	1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。
	番号1番 申請農地:大堂344 登記現況ともに、畑 面積365㎡ 大堂348 登記簿現況共に、畑 面積868㎡ 利用権を設定する者:本部町在住Y氏 利用権の設定を受ける者:本部町在住G氏 利用目的:畑、10年間の賃貸借となっている。 添付資料説明
	番号2番 申請農地:健堅1625-1 登記現況ともに、畑 面積1,959㎡ 健堅1626-1 登記簿現況共に、畑 面積1,576㎡ 利用権を設定する者:本部町在住M氏 利用権の設定を受ける者:本部町在住N氏 利用目的:畑、5年間の賃貸借となっている。 添付資料説明

番号3番 申請農地:大嘉陽497 登記現況ともに、畑 面積821㎡
大嘉陽639-1 登記簿地目、原野 現況地目、畑 面積5,978㎡
大嘉陽641 登記簿地目、原野 現況地目、畑 面積2,102㎡

利用権を設定する者:本部町在住T氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住M氏
利用目的:畑、5年間の賃貸借となっている。
添付資料説明

番号4番 申請農地:健堅1657-1 登記簿地目、原野 現況地目、畑 面積1,381㎡
健堅1658 登記簿地目、原野 現況地目、畑 面積1,523㎡
健堅1659 登記簿地目、原野 現況地目、畑 面積119㎡
健堅1660-1 登記簿地目、原野 現況地目、畑 面積4,077㎡

利用権を設定する者:本部町在住U氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住M氏
利用目的:畑、10年間の賃貸借となっている。
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

質問がなければ進めたいと思います。
(異議なしの声あり)

議案第45号は提案通り認めてよろしいですか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第45号は可決いたします。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

7番 我那覇 隆

8番 知念 一義

本部町農業委員会会長
会長 比嘉 由典

